

官報

主要目次

- 昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の拂戻に關する省令廃止
○厚生省組織規程の一部改正
○町村警察の廃止
○無線局の免許
○国家公安委員会所属長崎県平戸島地区警察署構内無線局の通信の相手方変更
○割増金附信平和定期貯金の細目等
○城南信用金庫第四回城南割増定期預金の細目等
○理容師養成施設及び美容師養成施設指定
○保母養成施設指定
○第三回獸醫師國家試験に關する件
○仕向國における意匠權を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正
○輸入に關する事項の公表(第四十六回)の一部改正
○電気用品の製造免許
○中央共同募金委員会及び日本赤十字社に對する寄附金一円を附加したお年玉つき二円通常葉書の発売要領
○中野電報局野方分室設置
○人事院公告
○第四回國家公務員(五級職・六級職)採用試験公告一部変更公告

省令

大蔵省令第九十二号

ポツダム宣言の受諾に伴い、發する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の拂戻に關する省令を廢止する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月七日

大蔵大臣 池田 勇人

昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の拂戻に關する省令を廢止する省令

この省令は、公布の日から施行する。

附則

○文部省令第二十一号
従前の規定による齒科大學予科に關する省令(昭和二十五年文部省令第四号)の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月七日

文部大臣 天野 貞祐

従前の規定による齒科大學予科に關する省令(昭和二十五年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一項中「昭和二十六年度まで」を「昭和二十九年年度まで」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生省令第四十五号

厚生省組織規程(昭和二十四年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月七日

厚生大臣 橋本 龍伍

別表第五(国立結核療養所の表、国立岩木療養所の項中「浪岡町」を、女鹿沢村に、国立島根療養所の項中「八束郡乃木村」を「松江市上乃木町」に、国立長崎療養所の項中「西彼杵郡茂木町」を「長崎市上小島町」に、国立赤江療養所の項中「赤江町」を「大字田吉」に改め、国立米沢療養所の項の次に「国立庄内療養所」山形県西田川郡湯田川村を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

告示

総理府告示第三百六十四号

町村警察の廃止

警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條の三第六項の規定により、警察を維持しないことに決定した旨、同條第八項の規定による昭和二十六年十月三十一日までに報告のあつた町村は、次のとおりである。

昭和二十六年十一月七日

内閣總理大臣 吉田 茂

- 北海道
松前郡 福島町
網走郡 美幌町
斜里郡 斜里町
青森県
三戸郡 三戸町
山形県
西村山郡 宮宿町

群馬県

- 群馬郡 箕輪町
多野郡 新町 鬼石町

栃木県

- 上野郡 今市町
那須郡 大田原町

千葉県

- 千葉郡 二宮町
東葛飾郡 浦安町 南行徳町 行徳町

東京都

- 南多摩郡 町田町
新潟県
北蒲原郡 葛塚町

中蒲原郡

- 小須戸町 亀田町
西蒲原郡 内野町 地藏堂町
三島郡 出雲崎町 寺泊町

中頸城郡

- 新井町
佐渡郡 同津町

富山県

- 中新川郡 雄山町
東礪波郡 出町

福井県

- 坂井郡 芦原町

長野県

- 小県郡 丸子町 県村

上伊那郡

- 伊那町 辰野町
北安曇郡 大町
下高井郡 中野町

岐阜県

- 羽島郡 笠松町

静岡県

- 庵原郡 蒲原町
榛原郡 相良町 吉田町 金谷町

愛知県

- 渥美郡 福江町
三重県
志摩郡 浜島町

大阪府

- 泉北郡 福泉町
兵庫縣
武庫郡 良元村

川辺郡

- 宝塚町
鳥取県
東伯郡 倉吉町

岡山県

- 岡山市 連島町

広島県

- 安芸郡 倉橋島村

福岡県

- 宗像郡 赤間町
浮羽郡 田主丸町

毎日 文庫

●電波監理委員会告示第九百三十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月三十一日 第三〇九二号
- 二 免許人の名称 新日本放送株式会社
- 三 無線局の種別 放送中継局
- 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。
- 五 通信の相手方 新日本放送の設置する送信所
- 六 通信の相手方 放送番組の中継及び放送事業に必要な事項
- 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
- 八 設置場所 大阪市北区角田町四一番地 東経一三五度三分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J K O 1 5 0 F 三 一 九 三 五 四 M 水島発振 位相変調 二〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 垂直型八木、ふく射器一、導波器三
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百三十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月十八日 第二〇六二二号
- 二 免許人の名称 日本放送協会
- 三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 日本放送協会所属の実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信の相手方 1.各種実況放送番組の中継及び取材ニュースの収集に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
- 七 免許の有効期限 昭和二十七年十月十七日
- 八 設置場所 移動機 東海、北陸、近畿、信越、関東一円
常置場所 名古屋市南区南外 東経一三六度四分
堀町六丁目一番地 北緯三三度四分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J O 3 A C F 三 一 五 一 五 七 M 水島発振 位相変調 二五 W
- 十 空中線の型式及び構成 垂直型八木
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月十八日 第二〇六三三号
- 二 免許人の名称 日本放送協会
- 三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 日本放送協会所属の実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信の相手方 1.各種実況放送番組の中継及び取材ニュースの収集に関する事項
2.実用化試験に必要な事項

七 免許の有効期限 昭和二十七年十月十七日

八 設置場所 移動機 東海、北陸、近畿、信越、関東一円
常置場所 名古屋市南区南外 東経一三六度四分
堀町六丁目一番地 北緯三三度一分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J O 3 A D F 三 一 五 一 五 七 M 水島発振 位相変調 五〇 W

十 空中線の型式及び構成 スリブ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月三十日 第六〇二二二号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡平戸町六五八番地 東経一三九度三分
北緯三三度三分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 ひらどしま A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W
- 十 空中線の型式及び構成 単條
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年十月三十日 第六〇一三三号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡生月町大字 東経一三九度二分
生月一部免五二五番地 北緯三三度三分

83 昭26年11月7日 水曜日 官報 第7450号

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 いきつき A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W

十 空中線の型式及び構成 単條

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年十一月十日 第六〇一六六号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四の九番地 東経一三九度三分
北緯三三度一分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 きたまつ A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W
- 十 空中線の型式及び構成 単條
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年十一月十日 第六〇一七〇号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡島村浅ヶ谷免一四〇番地 東経一三九度四分
北緯三三度二分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 ふくしま A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十二日 第二四二二二号
- 二 承認を受けた者 中央気象台
- 三 無線局の種別 実用化試験局(固定局)
- 四 無線局の目的 気象事業に使用するため、固定業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 中央気象台所属の東京(気象台)実用化試験局(固定局)
- 六 通信の相手方 1.気象報
2.急を要する気象事業に関する事項
3.実用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十月三十一日
- 八 設置場所 東京都千代田区竹下町二番地 東経一三九度四分
北緯三五度四分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 ちゆうおひ きしやう (注一) F 三 一 九 〇 〇 三 M 水島発振 ベクトル合成 二〇 W
(注二) F 九 一 九 六 七 八 M
- 十 空中線の型式及び構成 八木型
- 十一 運用許容時間 常時
- 十二 その他 (注一)の周波数の使用は、清瀬及び富士山と通信する場合に限る。
(注二)の周波数の使用は、布佐と通信する場合に限る。
(注三)の周波数の周波数帯幅の許容値は、四〇dbとする。

●電波監理委員会告示第九百四十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十二日 第二四二二二号
- 二 承認を受けた者 中央気象台
- 三 無線局の種別 実用化試験局(固定局)
- 四 無線局の目的 気象事業に使用するため、固定業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 中央気象台所属の東京(気象台)実用化試験局(固定局)
- 六 通信の相手方 1.気象報
2.急を要する気象事業に関する事項
3.実用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十月三十一日
- 八 設置場所 東京都北多摩郡清瀬村中戸三三五番地 東経一三九度三分
北緯三五度四分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 きよせ きしやう F 九 一 九 二 四 六 M 水島発振 ベクトル合成 二〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 八木
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十二日 第二四四〇号
- 二 承認を受けた者 中央気象台

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年十月十六日の株主総会の決議により解散した。当会社に対して債権を有する者は、この公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出無き時は清算より除外せられる。

昭和二十六年十月三十日
西宮市今津山中町六十五番地
株式会社山崎商店
清算人 山崎 謙吾

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年十月十九日の臨時株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は、この公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出無き時は清算より除外せられる。

昭和二十六年十月三十一日
大阪市北区曾根崎上一丁目三五
株式会社福島洋行清算事務所
代表清算人 三島 政豊

合併公告
昭和二十六年十月三十一日開催の臨時株主総会に於いて、下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本広告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十一月七日
布施市大字上小坂八百五十番地
甲 ホルベイン工業株式会社
大阪市南区上沙町二丁目二十四番地
乙 株式会社吉村商店

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十一月七日
岐阜県稲葉郡厚見村城東通り一丁目三十五番地
岐阜桐村株式会社
代表清算人 桑原 幹三

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十一日総社員の同意を以て解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は十二

月三十一日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除外致します。
昭和二十六年十一月一日
横浜市磯子区丸山町七番地
合資会社代門木型製作所
清算人 代門 中男

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年八月三十日定時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に

昭和二十六年十一月七日
広島市堺町一丁目三十番地の二
広島県百貨卸商業協同組合
清算人 成宮惣五郎

組織変更公告
当社は昭和二十六年十月十日の社員総会に於て総社員の同意で株式会社富田文房堂に組織変更の決議をした。この組織変更に関するものは本公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。

昭和二十六年十月十日
広島市橋本町二十九番地
有限会社富田文房堂
代表清算人 稲葉 治男

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年八月三十一日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

洗濯の折れない
★他に ロングプラテン型 (18吋)
納入先
東京電気器具株式会社 (東芝第二会社)
東京営業所 東京都千代田区旭町7電神田 (25)3629

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年八月三十一日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

第十八期決算公告 (昭和二十六年上期)
受取手形 一、八八二、九九〇〇
売掛金及未収入金 七、三三〇、〇五三〇
...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十一月七日
昭和二十六年九月三十日現在
昭和二十六年十月十七日

官報

總理府公告

資格審査結果公告

自昭和二十六年十月三十一日(至同) 十月三十一日 第五十号

昭和二十六年十一月七日

内閣官房長官 岡崎 勝男

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令)の施行に関する命令(昭和二十二年勅令、内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により内閣總理大臣が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市区町村役場はこの公報を受けなければならぬ。この告示は少くとも一箇月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれを取り換へ、取り換へた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市区町村役場に編てつ保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は内閣總理大臣官房監査課又は関係都道府県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員 三、七二一名
1. 非該当決定者 三、七一九名
(1)昇任又は任命予定者
新九に就こうとする公職及び氏名
衆議院臨時主事
高木 保 佐藤 啓介 川島 利夫
宮下 良香 山口 慶一 戸林 次郎
井原 徹辰 早坂 直 志賀 稻穂

Table listing names of individuals in various official capacities, organized by region or department. Includes names like 宮下千史, 飯海文彌, 川上豊, etc.

毎日新聞
昭和二十五年十一月七日
第三種郵便物認可

Main list of names and titles for the November 7, 1947 issue of the Extraordinary Edition of the Official Gazette. Includes names like 岩井 隆雄, 山田 隆雄, etc.

Continuation of the list of names and titles from the November 7, 1947 issue of the Extraordinary Edition of the Official Gazette. Includes names like 阿部 文雄, 酒井 隆雄, etc.

号外

○同第六八号(同)
一、風呂敷 二枚
一、紙袋 二枚
○同第六七号(同)
一、風呂敷 一枚
一、紙袋 一枚
○同第六五号(同)
一、風呂敷 二枚
一、布袋 一枚
○同第六四号(同)
一、風呂敷 三枚
一、紙袋 一枚
一、布袋 一枚
○同第六六号(同)
一、風呂敷 三枚
一、布袋 一枚
○同第六二号(同)
一、風呂敷 五枚
一、紙袋 四枚
○同第六三号(同)
一、風呂敷 十三枚
一、紙袋 十五枚
一、手提袋 一枚
一、布袋 一枚
○昭和三十五年保第二二三号(五十嵐よし同)
一、換価金 千三百三十二円
○昭和三十六年保第二九号(氏名不詳)
一、同 五百五十七円
一、同 千四百四十七円
一、同 千六百七十三円
一、同 千二百六十六円
一、同 六百二十円
一、同 千二百四十三円
一、同 二千五百八十四円
一、同 八千五百五十五円

○同押第九五号(同)
一、同 六百五十四円
二、同 六百五十三円
○同押第一〇一〇号(同)
一、同 一千三百五十三円
二、布袋 一枚
○同押第一〇一〇号(同)
一、換価金 一千二百九十六円
二、風呂敷 一枚
○同押第一〇一〇号(同)
一、換価金 三千四百八十円
二、リツクサツク 一箇
○同押第一三三〇号(同)
一、換価金 二千二百四十五円
二、風呂敷 五枚
○同押第一三三〇号(同)
一、換価金 一千六百二十円
二、風呂敷 二枚
○同押第一四〇〇号(同)
一、換価金 二千五百二十七円
二、手提籠 一箇
三、風呂敷 六枚
四、布袋 九枚
○同押第一四一〇号(同)
一、換価金 五百二十四円
二、風呂敷 一枚
三、布袋 二枚
○同押第一四二〇号(同)
一、換価金 二千六百七十円
二、同 五千六十四円
三、手提袋 一箇
四、風呂敷 九枚
○同押第一四七〇号(同)
一、換価金 二千一百三十一円
二、中古トランシク 三箇
三、風呂敷 一枚
四、布袋 二枚
○同押第一五六〇号(同)
一、換価金 二千二百八十九円
二、同 三千二百九十円
○同押第一五八〇号(同)
一、換価金 四千五百二十九円
二、同 二千四百五十五円
○同押第一六〇〇号(同)
一、同 一千一〇〇円
二、ござ 一枚

三、木箱 一箇
四、荷札 三枚
五、布袋 一枚
○同押第一六五〇号(同)
一、換価金 二千八百十三円
二、同 六百五十四円
○同押第一六八〇号(同)
一、同 三千八百十四円
二、風呂敷 五枚
○同押第一七〇〇号(同)
一、換価金 三千九百九十四円
二、同 六千七百十三円
○同押第一七三〇号(同)
一、同 一千四百三十四円
二、風呂敷 四枚
○同押第一七三〇号(同)
一、換価金 五千九百五十九円
二、風呂敷 六枚
○同押第一八五〇号(同)
一、換価金 一千五百二十六円
二、風呂敷 四枚
○同押第一八六〇号(同)
一、換価金 一千四百七十八円
二、風呂敷 四枚
○同押第二〇一〇号(同)
一、換価金 一万二千一百八十六円
二、風呂敷 三十一枚
○同押第二〇二〇号(同)
一、換価金 一千三百八十三円
二、風呂敷 二枚
○同押第二〇三〇号(同)
一、赤皮製靴 一箇

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和三十五年保第一一八九号(井上ミチ食糧管理法違反事件)
一、換価金 九百九十六円
一、同 一百五十三円七十銭
○昭和三十六年保第二六六号(野田文子同)
一、同 一千三百五十二円
○同保第五九四号(氏名不詳同)
一、同 一千七百七十四円
○同保第五九五号(同)
一、同 一千八百二十二円
○同保第五九六号(同)
一、同 一千六百三十円
○同保第五九七号(同)
一、同 一千六百七十八円

○同保第五九八号(同)
一、同 一千九百十八円
○同保第五九九号(同)
一、同 一千三百四十二円
○同保第六〇〇号(同)
一、同 一千九百十八円
○同保第六〇一〇号(同)
一、同 一千六百三十円
○同保第六〇二〇号(同)
一、同 一千三百四十二円
○同保第六〇三〇号(同)
一、同 一千七百七十四円
○同保第六〇四〇号(同)
一、同 一千五百三十四円
○同保第六〇五〇号(同)
一、同 一千三百九十円
○同保第六〇六〇号(同)
一、同 一千九百十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和三十六年保第二六七号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金 二、五八三円
一、同 六二二円
一、同 九五七円
一、同 一、一四八円
一、同 一、一〇〇円
一、同 二七五号(同)
一、同 一、三三九円
一、同 一、五三〇円
一、同 二八四号(同)
一、同 四六〇円五〇銭
一、同 二八七号(同)
一、同 四七四円
一、同 二八八号(同)
一、同 二九九円
一、同 二九七号(同)
一、同 一、六七四円
一、同 三二二号(大沢次郎同)
一、同 四、四七八円

明治三十五年第三種郵便物認可
昭和二十一年一月

印刷